

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成24年第 5 回久山町議会定例会)

平成24年12月 7 日

午前 9 時30分開会

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案審議

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

議案第50号 久山町副町長の選任同意について

議案第51号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第52号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第53号 福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更について

議案第54号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

議案第56号 土地取得について

議案第57号 平成24年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第58号 平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第59号 平成24年度久山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第60号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

(24久山町条例第18号)

諮問第 1 号 久山町人権擁護委員の推薦について

諮問第 2 号 久山町人権擁護委員の推薦について

発委第 1 号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(24久山町条例第19号)

発委第 2 号 久山町議会議規則の一部を改正する規則について

日程第 4 本会議の日程について

* 一般質問について

* 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである (9 名)

2 番 實 淵 英 介

3 番 阿 部 賢 一

4 番 有 田 行 彦

5 番 吉 村 雅 明

6番 佐伯勝宣

7番 佐伯國広

8番 松本世頭

9番 本田光

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

1番 池松巖根

4 会議録署名議員

8番 松本世頭

9番 本田光

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教育長 中山清一

総務課長 安部雅明

政策推進課長 安倍政明

教育課長 伴義憲

町民生活課長 久芳国重

会計管理者 石橋邦英

税務課長 井上嘉明

健康福祉課長 角森輝美

財政課長 矢山良隆

田園都市課長 大穂正巳

上下水道課長 実渕孝則

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 國崎和男

議会事務局書記 笠利恵

総務課主査 阿部桂介

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第5回久山町議会12月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 改めておはようございます。

12月の定例会の開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに12月定例会をお願いしましたところ、残念ながら池松副議長さんは現在体調不良ということで入院中でございますが、議員皆さんの御出席をいただき、会が開催されますことを心から感謝申し上げます。本年も残すところ半月余りとなりました。衆議院が解散し、今月4日に告示が行われ、師走の月とも重なり、国中が大変慌ただしくなっているところでございます。

3年前に長期にわたり政権を担ってきた自民党にかわって政権与党となった民主党政権でありますけれども、内政問題に関しては、政権奪還の御旗としたマニフェストのほとんどを修正または実行できず、そしてまた外交においては大陸列国からの不当な領土問題の圧力に対し何も言えない、何もできない脆弱外交を世界にさらすなど、新しい政権に大きな期待を寄せた日本国民の信頼を180度裏切る結果となりました。わずか3年余りでその全てが悪化へと変貌した今日の日本の将来は、まさに危機的状況にあると言えます。したがって、今回の選挙は東日本大震災の復興とともにあの世界経済大国2位の座にあって世界をリードしてきた元気な日本の姿を取り戻すため、国の復興をかけた選挙とも言えると思っています。

さて、私も去る10月の町長選挙において当選の栄をいただき、再度町政を担わせていただくことになりました。2期目に当たっては、町の第3次総合計画の基本構想に沿って町民が元気に暮らし、そして町の魅力を実感できるまちづくりを目標として進めていく決意であります。これまで同様に議会の皆様の温かい御支援、御協力、そして御指導を心からお願い申し上げます。

今、我が国は東日本大震災の被災地の本格的な復興を初め我が国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはなりません。そんな中、特に町村を取り巻く環境は急速な少子・高齢化や人口流出による減少、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、農林産業の衰退など大変厳しい状況にあります。このような情勢の中で

久山町の町政を行うに当たって私の所信を申し上げたいと存じます。

現在、本町においても人口増対策、農林業の衰退、そして少子・高齢化対策、老人福祉などたくさん難題を抱えています。しかしながら、これらは全く個別の課題ではなく、それぞれが関連しているものであります。したがって、久山町の地域特性や資源を生かし有効かつ効果的な施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる魅力ある地域づくりを町民の皆様とともに進めてまいりたいと思っております。

具体的には、まず初めに人口増対策でございますけれども、26年度に完了予定であります上久原土地区画整理事業地内の宅地化の促進を図っていく必要があると思っております。そしてまた、上山田土地区画整理事業地の宅地化促進あるいは猪野地区、草場地区での宅地化促進を重点的に進めてまいりたいと思っております。

農林業の活性化につきましては、まず林業においては、今回組織を拡大する新しい森林組合に参加することにより利益を得る林活事業を促進してまいります。御承知のように久山町森林組合も県下の福岡市を中心とした11の森林組合と合併することになりました。来年4月に新しく福岡広域森林組合としてスタートいたします。糟屋地区においては篠栗町に糟屋の支部を置く形になりますけれども、そのような組織の中で、これまで森林所有者に利益を還元できなかったという林活事業を活発に行うことが可能になってくるのではないかなと思っております。

また、森林におきましては、今、有害鳥獣の問題が農作物に被害に与えるなど問題となっております。動物たちの生態系が維持されるよう自然林を増やすなど、遠い将来を見据えた森林づくりを進めてまいりたいと思っております。

農業にあっては、荒廃農地の発生を防ぐため、引き続き機械利用組合による農業経営あるいは維持管理を進めるとともに、新規農業参入者の育成あるいは第6次農業の育成を進めてまいりたいと思っております。

次に、高齢化対策でございますが、これまで久山町と九州大学が取り組んできました生活習慣病健診を生かした住民の健康調査と健康づくり対策の見直しを実施してまいります。

また、やりがい、生きがいの生まれる新たな高齢者の生きがい対策を進めてまいりたいと思っております。これはいろんな角度からの健康づくりあるいは高齢者の生きがい対策を進めてまいります。

次に、子育て、教育の充実でございます。

まず、今期は長年懸案事項でありました山田、久原幼稚園を統合し、新しい環境の中での新しい施設及びスタッフを完備した新たな幼児教育環境施設の整備を図ってまいりま

す。子供たちの本分であります学力の向上、他人に思いやりの心を持ち道徳心を養うこれまで久山町が進めてきた子供たちの人格形成の教育を引き続き進めてまいります。そして、今期はいよいよ小・中学校施設の大規模な改修に本格的に入ることとなりますので、校舎並びにグラウンド等について整備を図ってまいります。

このような施策のほかに子育てあるいは老人医療、福祉の問題も等々あるわけですが、これらを重点として進めてまいりたいと思っています。そして、本文に上げました町の活性化と魅力づくりでございますが、これまで守り培ってきた自然や資源、そして本町が持つ健康ブランドを大いに活用し、町の魅力を増大し、内外に町の情報を発信しながら活性化を強力に推進していきたいと思っています。そのため、まちおこしプロジェクトを推進し、事業の展開を重点的に担う庁内の部署を新たに設置し、町の活性化、魅力づくり事業の推進等を図る等考えています。来年度4月から新たな機構をスターとさせたいと思っています。しかしながら、今期は幼稚園の新設や小・中学校校舎等の大規模改修など財政支出が大きい事業が伴います。したがって、町の財政状況を勘案しながら計画的に進めていく所存であります。

次に、久山町土地開発公社について意見を述べさせていただきます。

昭和48年に公有地拡大推進法に基づき設立された久山町土地開発公社は、行政が将来必要とする土地の先行取得を積極的に行い、これにより社会資本整備や農地の圃場整備、そして環境保全など本町のまちづくりに大きな役割を担ってきたところでございます。しかしながら、土地が右肩上がりの時代においては公社の果たす役割は大きなものがありましたが、地価の大きな上昇が見込めない今日では、その必要性が問われておるところでございます。この際、思い切って土地開発公社を清算し解散することにより、町の財政を透明な状況にした上で今後のまちづくりを進めることが望ましいのではないかと考えております。今会期中に議会の皆様にお諮りし、協議し、その結果準備にかかりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の12月議会に提案しますのは、専決処分の承認案件が1件、副町長の選任同意のほか4件の人事案件並びに平成24年度一般会計補正予算（第5号）のほか7件、全部で14の案件をお願いするものでございます。

それぞれの議案の詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。8番松本世頭議員、9番本田光議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成24年12月7日から12月14日まで8日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、議案審議の方法。議案第49号及び議案第50号を一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。議案第51号及び議案第52号を一括して上程し、提案理由の説明を受ける。議案第53号から議案第55号までを一括して上程し、提案理由の説明を受ける。議案第56号から議案第60号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。諮問第1号及び諮問第2号を一括して上程し、提案理由の説明を受ける。発委第1号及び発委第2号を一括して上程し、趣旨説明を受ける。会期中に議案第49号から議案第60号及び諮問第1号、諮問第2号並びに発委第1号、発委第2号の内容説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、本会議の日程について。一般質問について。平成24年12月11日火曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成24年12月14日金曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第49号から議案第60号及び諮問第1号、諮問第2号並びに発委第1号、発委第2号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により議案の上程を行います。

まず、議案第49号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成24年11月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、衆議院解散に伴う選挙費用として519万8,000円とするものです。歳入の財源としましては、県支出金410万円と繰越金109万8,000円を充当し、予算の総額を44億7,545万円とするものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第50号久山町副町長の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本案は、只松輝道副町長の任期が平成24年12月31日をもって満了することに伴い、副町長の選任に当たり地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任をお願いするのは、そこに書いてあります、一応読み上げます、糟屋郡久山町大字猪野1097番地1、氏名、只松輝道、生年月日、昭和24年10月13日。選任の同意をお願いいたします只松輝道氏は、平成21年1月1日から1期4年間務めていただいております、今回再任をお願いするものです。只松輝道氏は、もともと行政経験が豊富であり、36年間の役場の勤務実績をもとに今期4年間、私町長の右腕として職員の統率、そしてまた持ち前の強い指導力によってこれまで4年間の行政に尽力をしていただきました。特に過去に残されたいろんな町民との懸案事項あるいは企業との懸案事項等々ありましたけれども、これをほとんど処理していただきました。今後の本町のまちづくりにもまた大いに活躍されるものと確信しております。どうか御承認いただきますように議会に提案させていただくものでございます。御審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第51号及び議案第52号の2議案は、久山町教育委員会委員の任命同意を求める案件でありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本案は、中山清一教育委員の任期が平成25年1月4日に満了することに伴い、教育委員会の委員の任命同意について提案するものでございます。

任命の同意をお願いします中山清一氏は、平成21年1月5日から1期4年間務めていただいております、今回も再任をお願いするものでございます。

中山氏の実績といいますか、中山氏はもともと御承知のように教育関係者から本町の教育委員のほうにお願いしたわけでありますけれども、4年間の簡単な取り組みといいますか、成果を申し上げますと、学力向上にまず取り組んでいただきました。平成23、24年、2年連続小学校においてはトップ、恐らくトップじゃないかと言われてますけれども、トップクラスの位置に引き上げ、また24年では中学校は糟屋地区のトップという、そのような学力充実と非常に向上を図っていただいたし、英語の検定や漢字検定の実施あるいは教職員の資質の向上にも取り組んでいただきました。そして、児童の体力向上、これは私が非常に教育長にお願いして、田舎なのに町の子供より体力が劣っているのではないかといいところがありましたので、体力を何とか上げてほしいということで、現在児童の体力向上関係で山田小学校をモデルとして歩いて歩いて100キロメートルの実施をさせているという、そういうふうな、そのほか特別支援教育とか4年間に本当大きな功績を上げていただいております。今後もこれまでの知識と経験を生かして、教育委員としての本町の教育行政の発展に寄与していただけるものと確信いたしております。御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（木下康一君） 町長、議案52号。

○町長（久芳菊司君） ああ、ごめんなさい。

次に、議案第52号でございます。これも同じく久山町教育委員の任命同意でございます。

本案は、現在教育委員会委員であります渡辺夕美子氏が平成25年2月9日付をもって任期満了となりますので、後任の人事につきお諮りをするものでございます。今回、任命同意をお願いするのは、久山町大字久原3790番地8、安河内久美子氏、生年月日は昭和46年5月5日でございます。安河内久美子氏は、久原幼稚園PTA役員を3年間、久原小学校PTA役員を3年間、下久原育成会役員を2年間務められています。平成19年度からはアンビシャス広場委員として活躍され、今年度からは委員長を務めてあり、教育行政についての見識は非常に高いと評価しております。また、地域行事等にも積極的に参加協力され、地域住民からの信頼がある人物であります。さらに、教育委員の任命においては、委

員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとあり、御本人は現在小学生、中学生の3児の母でもあり、最も適任であると考えます。任命につきまして御同意いただきますようお願い申し上げ、説明を終わりたいと思います。

○議長（木下康一君） 次の議案第53号福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更について、議案第54号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案第55号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

議案第53号から議案第55号までは関連がありますので、一括して御説明いたします。

福岡県市町村災害共済基金組合は、災害に関する費用に充てるため福岡県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、国の財政支援措置が充実されたため、当該組合に係る規約の変更、解散及び財産処分について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第56号土地取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、久山町土地開発公社が先行取得した用地について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、土地、久山町大字久原字上ケ原646番ほか107筆、合計面積29万2,514.95平方メートルで、取得金額は5億4,986万4,115円でございます。契約の相手方は久山町土地開発公社であります。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第57号平成24年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度の久山町一般会計補正予算（第5号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額44億7,545万円に歳入歳出それぞれ3億1,360万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,905万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、総務費では財産管理費の土地購入費として4億2,022万円の増とコミュニティ対策費のコミュニティ施設工事費として230万円の増、また選挙費の精算分として543万6,000円の減となります。民生費では障害者福祉費の国県支出金の精算返納金455万8,000円の増、後期高齢者医療事業費の給付費負担金360万2,000円の増、児童福祉費の保育所運営委託料が1,200万円の減となります。保健衛生費では生活習慣病対策費の健診委託料の200万円の減になります。農林水産業費では農業費の農業団体等助成交付金648万9,000円の増、農業用水路補修工事費400万円の増、商工費では観光費として391万1,000円の増、土木費では道路橋梁費として620万円の増、公園費の総合運動公園施設整備工事費が5,396万円の減、田園居住区整備事業費が7,279万円の減、教育費では教育振興費が279万1,000円の増、社会教育費231万3,000円の増、公債費が359万円の減、全体で3億1,360万3,000円の増額となります。これに対し歳入は県支出金、繰越金、諸収入などの増額分が4億1,590万8,000円に対し国庫支出金及び町債が合計の1億230万5,000円の減額となりますので、差し引き3億1,360万3,000円の増となります。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたしまして御説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第58号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実渕孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額6億85万7,000円に歳入歳出それぞれ4,646万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,731万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入予算の繰越金を147万4,000円、諸収入を4,498万7,000円増額し、歳出予算の事業費を147万4,000円、諸支出金を4,498万7,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第59号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実渕孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町水道事業会計の補正予算（第2号）をお願いするもので、収益的支出の水道事業費用の既定予算額2億27万5,000円に801万1,000円を追加し、総額を2億828万6,000円とするものでございます。

補正内容は、営業費用中、原水及び浄水費を800万円、総係費を1万1,000円の増額を行うものでございます。

また、資本的支出の既定予算額1億7,087万1,000円から800万円を減額し、総額を1億6,287万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、建設改良費の工事請負費等を800万円減額するものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,424万7,000円は、当年度損益勘定留保資金7,869万4,000円、建設改良積立金1,161万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額394万1,000円で補填することといたしております。

それから、議会の議決を経なければ流用することができない経費についてですが、職員給与費といたしまして既定予算額2,876万2,000円に1万1,000円を追加し2,877万3,000円に変更するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第60号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、平成25年4月1日からの機構改革によりまして、住民サービスの向上及び施策の推進をさらに図るため、財政課を経営企画課に、政策推進課を魅力づくり推進課にそれ

ぞれ改め分掌する事務を変更する必要があるため、久山町課設置条例の一部改正について地方自治法第158条第1項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次の諮問第1号及び諮問第2号は、久山町人権擁護委員の推薦について議会の意見を求める案件でありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 諮問第1号、諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦について諮問するものでございます。

今回、平成25年3月31日をもって現在の人権擁護委員2名の方の任期が満了することに伴い、新たに2名の方の推薦をするものでございます。

1名は、現在人権擁護委員を務めてある安川勝枝氏、住所は糟屋郡久山町大字久原820番地、生年月日が昭和17年11月10日でございます。もう一名は、諮問第2号で上げております東山チズ子氏、住所は糟屋郡久山町大字山田399番地400、生年月日が昭和24年5月22日でございます。

安川勝枝氏につきましては、現在の人権擁護委員を2期務めていただいております方でございまして、人格も申し分なく、また2期にわたり人権の学習あるいは人権指導を努めてこられた方であり、非常に人権に対する造詣が深く、引き続き3期目をお願いしたいものでございます。

また、もう一人の東山チズ子氏にありましては、昭和48年から教鞭をとられ、平成21年3月、古賀市立小野小学校校長を最後に退職され、その間も人権教育等に熱心に取り組み、人権の教育の実践や啓発に取り組んでこられたという実績を持っておられる方でございます。非常に人権に対する造詣も深く、人物も大変素晴らしい方でございます。

以上の2名の方を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案理由説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次の発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についての2議案は、地方自治法の一部改正に伴う案件でありますので、一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。

本田光議員。

○9番（本田 光君） 趣旨説明をいたします。

この発委第1号、発委第2号、この2議案につきましては、本年8月29日に地方自治法の一部を改正する法律が国会で成立し、9月5日に公布されたことに伴い、委員会条例、会議規則の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

改正内容は、法律事項ありました委員会の委員の選任等については、法律から条例に委任することとされたこと、また委員会にのみ認められていた公聴会の開催と参考人の招致制度が本会議においても行うことができることとなったものであります。御審議をお願いし、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

なお、会期中の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時10分